

船舶等運用業務の調達に関する手続の実施要領

第1版(2025 年 4 月 7 日公表)

国立研究開発法人海洋研究開発機構

目次

	頁
1. 目的	3
2. 調達概要	3
(1) 調達の対象	
(2) 調達方法	
3. 調達手続及びスケジュール	5
(1) 仕様書案に対する意見招請及び参入意思事前確認(参入意思表示)	
(2) 仕様書案説明会	
(3) 情報提供期間	
(4) 入札公告(または公募公告)	
(5) 仕様説明会	
(6) 入札参加書類の提出期限	
(7) 応札者による提案書のプレゼンテーション	
(8) 入札及び開札	
4. 留意事項	8
5. 問い合わせ先	9
別紙1 調達手続のスケジュール	10
別紙2 総合評価落札方式及び随意契約事前確認公募について	11
様式1 意見の提出について	15
様式2 意見提出様式	17
様式3 参入意思表示書	19
様式4 機密保持にかかる念書	21
様式5 辞退届	23

1. 目的

国立研究開発法人海洋研究開発機構(以下、「機構」という)では、現在機構が所有する船舶等の運航及び調査支援業務(以下、「船舶等運用業務」という)を外部に委託することにより、研究船 5 隻及び各種探査機等並びに地球深部探査船「ちきゅう」を運用し、研究開発を実施しております。現行の委託契約は 2025 年度末に終了するため、2026 年度に向けて、航行予定の船舶について、新たに船舶等運用業務の調達を実施します。

新たに船舶等運用業務の調達を行うにあたり、機構は競争性、公正性、透明性の確保が重要であることを再認識するとともに、事業者の皆様が新規に参入しやすい環境を整備し、より丁寧かつオープンな調達手続を実施するため、船舶等運用業務の調達に関する手続の実施要領(以下、「実施要領」という)を定めています。

2. 調達の概要

(1) 調達の対象

実施要領が対象とする業務(船舶等運用業務)は以下のとおりです。

< 件名及び数量 >

・研究船「よこすか」の運航及び調査支援等に関する業務委託	一式
・研究船「かいめい」の運航及び調査支援等に関する業務委託	一式
・研究船「新青丸」の運航及び調査支援等に関する業務委託	一式
・研究船「白鳳丸」の運航支援及び調査支援等に関する業務委託	一式
・地球深部探査船「ちきゅう」運用業務委託	一式

< 履行期間 >

2026年4月1日～2033年3月31日(7年間)

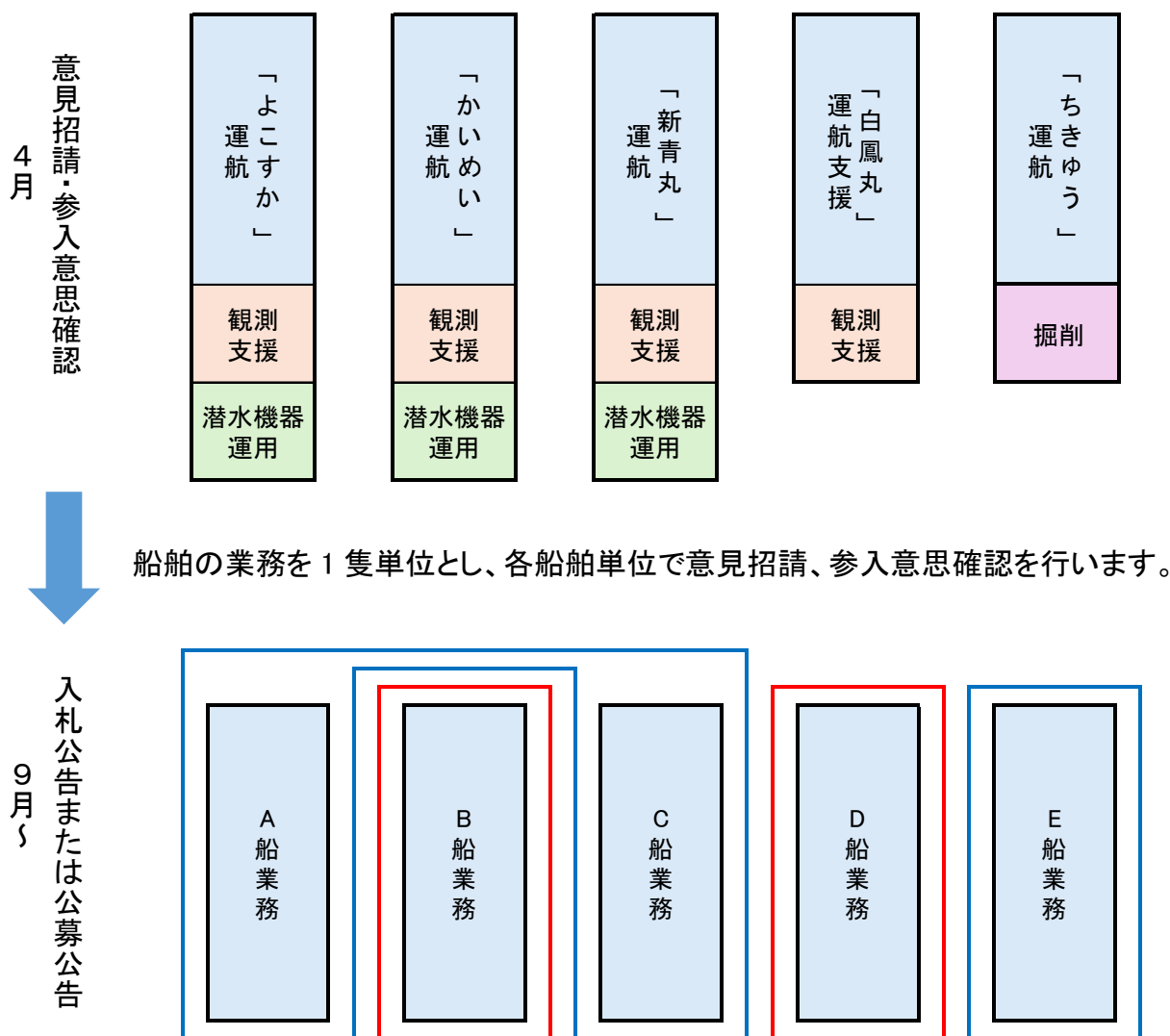
※履行期間は現時点の予定であり、意見招請の結果や事業環境の変化等により変更する場合があります。

(2) 調達方法

総合評価落札方式による入札または随意契約事前確認公募とし、競争性のある調達方式とします。総合評価落札方式による入札方法の詳細については別紙 2 となります。

＜調達イメージ＞

研究船等の運航及び調査支援等に関する業務委託



複数者の参入意思表示があった業務(赤枠)については総合評価落札方式での入札を行い、現行の委託者以外に参入意思表示が無かった業務(青枠)については随意契約事前確認公募を行います。(上記枠は例となります)

※1隻単位で参入が可能となるように、1隻ごとの仕様(業務)となります。

3. 調達手続及びスケジュール

調達手続の概要は以下のとおりです。詳細のスケジュールにつきましては、別紙1をご参照下さい。

(1) 仕様書案に対する意見招請及び参入意思事前確認

- ・ 入札または公募公告に先立って、調達の仕様書案への意見招請を実施します。事業者の皆様からご意見を頂くことにより、新規事業者の参入拡大や円滑な調達の実現を目指します。頂いたご意見を参考に、可能な範囲において仕様書案の改善を行いますので、積極的な意見提供をお待ちしています。
- ・ また、事業者の皆様を対象に船舶等運用業務への参入意思事前確認を実施します。参入意思の表明を頂いた事業者の皆様には、あわせて秘密保持にかかる念書を提出頂いた上で、事業者の皆様からのご要望に応じて、可能な範囲において船舶等運用業務の理解に必要となる各種資料等の情報提供を実施します。これにより仕様に対する共通認識の醸成を目指します。
- ・ なお、機構は参入意思事前確認の結果を参考に、総合評価落札方式による入札の実施、または随意契約事前確認公募の実施のいずれかの調達方法を決定します。

1) 受付期間:

意見招請 2025年4月7日(月)から2025年5月26日(月)まで

参入意思事前確認 2025年4月7日(月)から2025年7月2日(水)まで

2) 提出方法:

下記提出先にメールまたは郵送にてご提出下さい。

郵送の場合は、受付期間内必着とします。

3) 提出先:

〒237-0061 神奈川県横須賀市夏島町2番地15

国立研究開発法人海洋研究開発機構 経理部 契約調整課

船舶等運用業務 調達担当 行

※様式2及び付属書類については電子データを keiyaku-emg@jamstec.go.jp

(*を@に変える)まで、あわせて提出して下さい。

4) 提出書類:

- ・ 様式1 船舶等の運航委託の仕様書案に対する意見について
- ・ 様式2 意見提出様式(必要に応じて付属書類を添付)
- ・ 様式3 参入意思表明書
- ・ 様式4 機密保持念書(押印後電子データにて提出)

5) 留意事項

- ・ 意見提出は入札(または公募)への参加の必須条件ではありません。
- ・ 参入意思表明書を未提出でも、意見提出は可能です。
- ・ 提出された意見及び理由、並びにそれらへの回答につきましては、提出者名

を伏せた形で、2025年6月下旬頃に機構ホームページ上で公表します。また、意見を反映した調達仕様書を公表します。

- ・参入意思表明書の提出後に辞退する場合には、様式5辞退届をご提出下さい。

(2)仕様書案説明会

意見招請及び参入意思事前確認の実施にあたり、機構から事業者の皆様には仕様書案の説明会を実施します。質疑応答、意見交換の時間も設けますので、積極的にご参加下さい。

1)開催日時:

2025年4月14日(月)14:00

2)開催場所:

WEB 会議システムによる開催とします。

3)申し込み方法:

件名:「【仕様説明会参加希望】船舶運航委託業務」とご記載ください。

以下の事項をメール本文に記載の上、

keiyaku-emg*jamstec.go.jp(*を@に変える)までお申込み下さい。

①会社名

②参加希望人数

③担当者氏名、役職、所属

④担当者連絡先(電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス)

申し込み期限:2025年4月11日(金)12:00まで

4)留意事項

- ・仕様書案説明会への出席は、意見提出及び参入意思事前確認、並びに入札(または公募)への参加の必須条件ではありません。
- ・参加申し込みをされた方に WEB 情報をお伝え致します。

(3)情報提供期間

参入意思表明書及び機密保持にかかる念書を提出頂いた者を対象に、ご要望に応じて、可能な範囲において船舶等運用業務の理解に必要となる各種資料等の情報提供を実施します。これにより仕様に対する共通認識の醸成を目指します。

1)提供期間:

2025年4月7日(月)から2025年6月13日(金)まで

但し、参入意思表明書及び機密保持の提出を条件とする。

2)提供方法:

後日個別にご案内します。

(4)船舶見学会

参入意思表明書及び機密保持にかかる念書を提出頂いた者を対象に、情報提供の一環として、船舶見学会を実施します。実際の船舶を見学頂くことで、仕様に対する共通認識の醸成を目指します。

1)開催日時:

2025年4月中旬から2025年6月中旬(後日個別にご案内します)

2)開催場所:

後日個別にご案内します。

3)申し込み方法

後日個別にご案内します。

4)留意事項

- ・船舶見学会への出席は、入札(または公募)への参加の必須条件ではありません。

(5)入札公告(または公募公告)

意見招請で頂いた意見を基に修正を行った仕様書により、入札公告を実施します。入札公告では、入札に参加するための要件、入札説明書の配布方法、入札書類の提出方法、仕様説明会の実施方法、落札者の決定方法などをお示しします。ただし、参入意思事前確認の結果等を踏まえ、現行の事業者以外に業務を実施し得る者がいないと認められる場合には、随意契約事前確認公募を実施します。

1)公告期間(入札の場合)(予定):

2025年9月8日(月)から2025年10月27日(月)まで

(6)仕様説明会

意見招請で頂いた意見を基に、必要に応じて修正を行った仕様書により、仕様説明会を実施します。

1)開催日時(予定):

2025年10月28日(火)

2)開催場所:

WEB 会議システムによる開催とします。

3)申し込み方法

後日公表します。

4)留意事項

- ・仕様書説明会の参加は入札(又は公募)への参加必須条件ではありません。

(7) 入札参加書類の提出期限

1) 提出期限

2025年11月28日(金)

2) 提出方法:

後日公表します。

3) 提出先:

後日公表します。

4) 提出書類:

後日公表します。

(8) 応札者による提案書のプレゼンテーション

1) 日時(予定):

2025年12月1日(月)から2025年12月5日(金) (個別に案内します)

2) 場所

未定(後日ご案内します)

(9) 入札及び開札

1) 日時(予定):

2025年12月26日(金)

2) 場所:

後日公表します。

4. その他留意事項

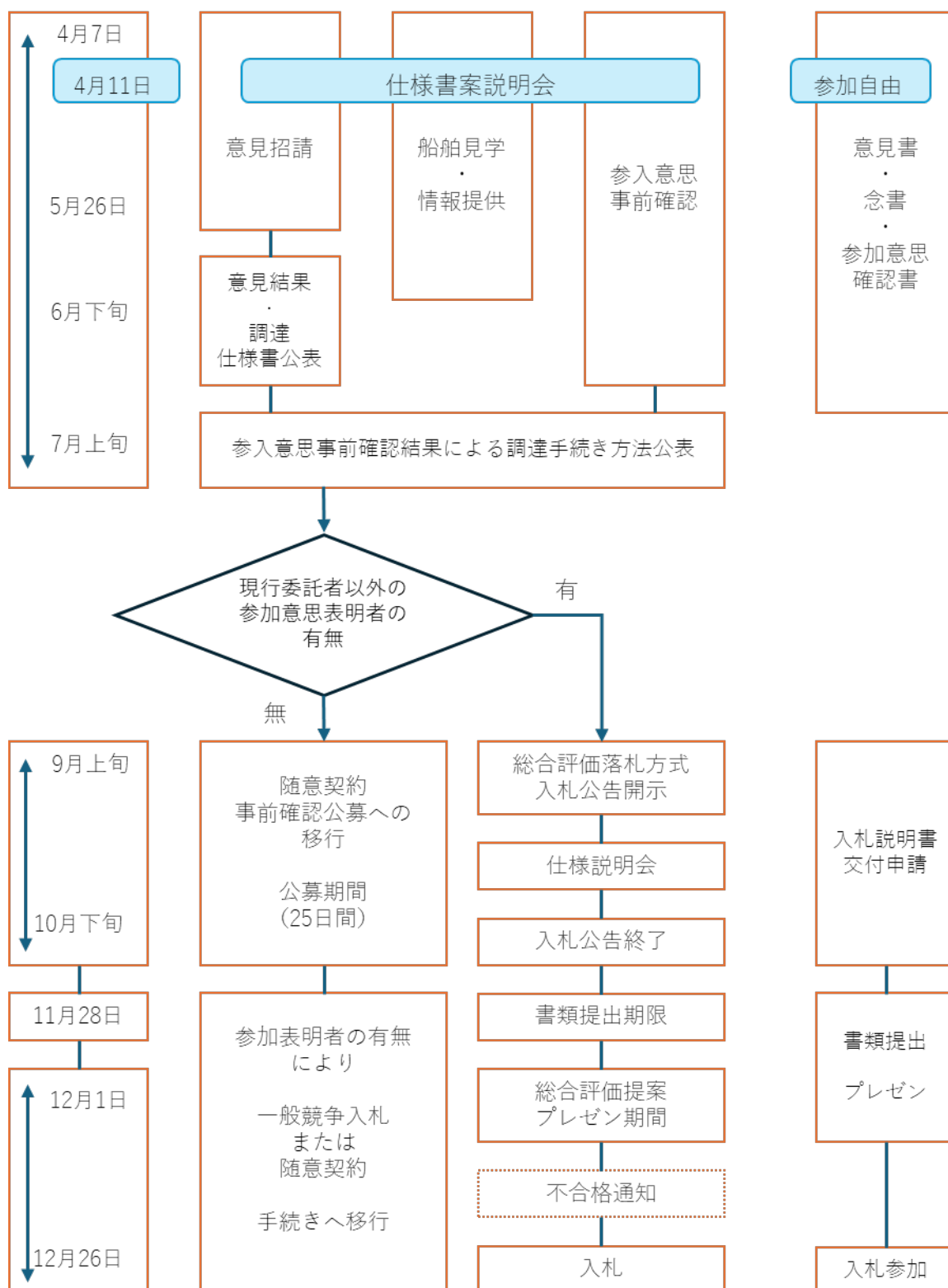
- ・ 本実施要領及び実施要領に基づき実施する調達手続において使用する言語は日本語とします。
- ・ 本実施要領において定めのない事項については、当機構ホームページ掲載の入札参加要領書によります。(入札参加要領書 https://www.jamstec.go.jp/j/about/procurement/pdf/nyusatsusanka_yoryo2024.pdf)
- ・ 本実施要領に基づく調達手続開始後に公表内容等を修正すること、または調達手続を中止することがあります。
- ・ 本実施要領に基づき提出された資料は、返却致しません。
- ・ 提出書類は厳正に管理します。また、お預かりする個人情報、調達手続の目的のみに使用し、他の目的では一切使用いたしません。
- ・ 個人または法人格を持たない団体の調達手続への参加は、履行能力が無いと判断する場合には、お断りします。

5. 問い合わせ先

〒237-0061 神奈川県横須賀市夏島町2番地15
国立研究開発法人海洋研究開発機構 経理部 契約調整課
船舶等運用業務 調達担当(向後、平野)
TEL:046-867-9169 FAX:046-867-9125
E-mail:keiyaku-emg *jamstec.go.jp(*を@に変える)

以上

<調達スケジュール>



総合評価落札方式及び随意契約事前確認公募について

1. 総合評価落札方式

総合評価落札方式とは、一般競争入札の一形態で、入札予定者の技術力、創意工夫等の諸条件を評価する必要がある場合に採用し、価格に加え技術による評価に重点を置いた形での総合的な評価を行うものです。

(1) 得点配分及び評価基準の決定(参考例:表1)

外部有識者及び機構内職員で構成する総合評価審査委員会が、意見招請の結果を参考に、機構内で作成した仕様書に基づき、「技術点」と「価格点」の得点配分と、「技術点」の評価基準を審査、決定します。評価基準は、入札公告の開示時に仕様書とともに開示します。

なお、評価基準には、最低限の水準を要求する「必須項目」と、技術力や創意工夫等の優劣を加点方式により評価する「加点項目」があり、「必須項目」については、たとえ1項目でも満たされていない場合には、不合格となります。

(2) 技術点の決定

外部有識者及び機構内職員で構成する総合評価審査委員会が、事前に審査、決定した評価基準に基づき、入札予定者から提出された提案書及びプレゼンテーションを評価し、技術点を決定します。

また、評価の結果、必要項目を満足せず不合格となった者へは不合格通知を行い、入札会へ参加することはできません。

(3) 落札者の決定

技術点評価の結果、合格となった者のみによる入札会を実施し、「技術点」と入札書に記載の価格を点数化した「価格点」を合わせて総合的に評価し、技術点と価格点の合計得点(総合評価点)の最も高い者を落札者とします(加算型)。

なお、予定価格より高い金額をもって入札をした者は落札の対象とはなりません。また、予定価格を大きく下まわる金額をもって入札をし、かつ総合評価点が最も高い者については、入札後に当機構による低入札価格調査を実施します。

低入札価格調査の結果、適格であると判断された場合には、落札決定としますが、不適格であると判断された場合には、次位の入札者にて落札決定とします。

①技術点

(2)により決定した点数

②価格点

次の式により入札書に記載の価格を点数化

価格点 $= (1 - \text{入札金額} \times 1.1 / \text{予定価格}) \times \text{「価格点」の配分点}$

参考例)

予定価格: 1,100 万円、得点配分: (価格点: 技術点 (1:2) = 50:100) の場合

	技術点	入札金額	
A社:	80 点	920 万円	$\rightarrow (1 - 9,200,000 \times 1.1 / 11,000,000) \times 50 = 4 \text{ 点}$
B社:	70 点	880 万円	$\rightarrow (1 - 8,800,000 \times 1.1 / 10,000,000) \times 50 = 6 \text{ 点}$
C社:	80 点	1,200 万円	$\rightarrow \text{予定価格に達していないため失格}$

・総合評価点 (C社は予定価格に達していないため評価しない)

A社: (80 点 + 4 点) = 84 点【落札】

B社: (70 点 + 6 点) = 76 点

(表 1)

評価基準表（参考例）

評価項目	評価基準	配点	
基本事項	<u>総合評価審査に必要な書類が全て提出されているか</u>	<u>2</u>	10
	<u>機構の示す要件を満たした安全管理システムを構築しているか。</u>	<u>4</u>	
	<u>日本の国内法に則って船舶の運航が可能か。</u>	<u>4</u>	
独創性	観測支援の要員配置及び作業手順の提案はされているか。	5	45
	調査観測技術の向上・発展に関して提案されているか。	10	
	乗組員について研修計画が提案されているか。	10	
	船員及び乗船者に対する安全教育計画について提案されているか。	10	
	安全運航及び災害防止に関して、これまでにどのような取り組みを行ってきたか。	10	
履行能力	海洋研究船の運航関連業務の十分な実績があるか。	5	20
	適切な人員配置がなされているか。	5	
	機構職員との窓口を設置する等、円滑に連絡を取れる体制があるか。	5	
	オペレーションマニュアルや整備マニュアルを整備し、更新する能力を有しているか。	5	
計画性	物品の調達フローが明確に記載されているか。	5	20
	<u>研究航海の目的を実現できる仕組みを構築しているか。</u>	<u>5</u>	
	不具合、事故が発生した場合に早期解決する体制が確立されているか。	10	
会社体制	<u>問題が生じた場合に責任の所在は明らかになっているか。</u>	<u>5</u>	5
合計	基礎点	20	100
	加点	80	

下線は必須項目であるため、条件を満たさない場合は不合格となる。その他は加点項目である。

加点付与基準表（例）

項目	大変優れている （当初想定していた以上の提案で実現性があり、機構に有益なもの）	優れている （提出されると想定していた提案が具体的な手法とともに提案されている）	やや優れている 提案はされているが、具体的手法が不明確なもの）	記載無しもしくは提案が非現実的である
加点が 10点	10	5	1	0
加点が 5点	5	3	1	0

※評価基準表及び加点付与基準表はあくまで例です。評価基準及び加点付与基準は要求部署において設定してもらいます。ただし、各項目の配点及び加点付与基準は明確に設定してもらいます。

2. 随意契約事前確認公募

随意契約事前確認公募とは、随意契約を行う場合に、事前に必要な資格、技術及び設備等を公表し、契約予定相手先以外に業務を実施できる者の存在が無いことを確認するものです。

(1) 公告期間

未定(参加意思事前確認後に公表します。)

(2) 公募の結果、参加表明が無かった場合

契約予定相手先と随意契約の手続きを行います。

(3) 公募の結果、参加表明が有った場合

契約予定相手先以外から参加を表明した者から提出される公募要件を満たすことを証明する書類に基づき、当該参加表明者が公募要件を満たすか否かを審査するため、当機構による業務遂行確認審査委員会を開催し審査を行います。

(4) 業務遂行確認審査委員会の開催

審査基準は、次のとおりです。

- a) 審査資料が応募要件に基づいて作成されていること
- b) 審査資料が応募要件を満たしていること
- c) これらの他、審査資料が募集の趣旨に適合していること

(5) 審査の結果

a) 不合格の場合

不合格通知を行います。

b) 合格の場合

一般競争入札等の手続きへ移行します。

以上